

令和 3 年 7 月 21 日

市政記者クラブ 様

健康福祉局生活福祉部保護課
担当：小川（電話 972-2551）

生活保護に係る医療券の誤送付について

このたび、健康福祉局保護課において、下記のとおり医療券の誤送付がありましたので、ご報告いたします。

記

1 概要

生活保護を受けている方で病院受診が必要である方に対しては、実施機関である区社会福祉事務所が医療機関に月単位で医療券を発行しますが、継続して病院受診が必要な方に対する医療券の作成及び発送等の業務については、保護課が集約して受託業者に委託しております。

今回、受託業者において、B 病院に送付すべき医療券を、誤って A 病院の封筒に封入し、送付してしまい、A 病院から区社会福祉事務所へ連絡があり、区社会福祉事務所が 7 月 13 日（火）に保護課へ連絡を行ったことにより、誤送付が判明したものです。

2 流出した個人情報

氏名、生年月日、性別 201 名分

3 原因

受託業者が医療券の他、複数の帳票を作成し、医療機関ごとに名寄せして発送を行っておりますが、名寄せの際に B 病院に送付すべき医療券を A 病院の送付物に混入させてしまいました。

4 対応

- (1) 誤送付された全ての医療券が A 病院から区社会福祉事務所に返送されたことを確認し、返送された医療券については、速やかに B 病院に発送を行いました。
- (2) 対象となった 201 名の方に対し、保護課より文書にてお詫びします。

5 再発防止策

- (1) 受託業者において、これまでの手順について見直しを行い、封入時にはダブルチェックを行うなどの再発防止策を講じるよう指示しました。
- (2) 個人情報の重要性について改めて注意喚起を行うとともに、取扱いについて受託業者への指導監督を徹底します。